

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律)

一部改正)

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 省略

3 2 省略

3 次条及び第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 ～ 2十三 省略

24 現物分配法人 法人税法第二条第十二条第十二号の五の二に規定する現物分配法人をいう。

25 ～ 30 省略

31 被現物分配法人 法人税法第二条第十二条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人をいう。

32 株式交換等完全子法人 法人税法第二条第十二条第十二号の六の二に規定する株式交換等完全子法人をいう。

33 ～ 36 省略

4 省略

(定義)

第一条 同上

3 2 同上

1 ～ 2十三 同上

24 現物分配法人 法人税法第二条第十二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。

25 ～ 30 同上

31 被現物分配法人 法人税法第二条第十二条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。

32 株式交換完全子法人 法人税法第二条第十二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全子法人をいう。

33 ～ 36 同上

4 同上

(特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例)

第十一条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)

第四条第一項に規定する特定地方公共団体との間に当該特定地方公共団体による法人税法第二条第十二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係がある所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人が平成三十一年三月三十日までに発行する租税特別措置法第五条の三第四項第七号に規定する振替社債等のうち、その同条第一項に規定する利子等の額が同号に規定する政令で定める指標を基礎として算定されるもの(当該振替社債等に係る債務について地方公共団体が保証契約を締結していないものに限る。)に係る同条、同法第四十一条の十三第二項、第四項及び第五項並びに同法第六十七条の十七第二項、第十一項及び第十二項の規定の適用に

(特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例)

第十一条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)

第四条第一項に規定する特定地方公共団体との間に当該特定地方公共団体による法人税法第二条第十二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係がある所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人が平成三十一年三月三十日までに発行する租税特別措置法第五条の三第四項第七号に規定する振替社債等のうち、その同条第一項に規定する利子等の額が同号に規定する政令で定める指標を基礎として算定されるもの(当該振替社債等に係る債務について地方公共団体が保証契約を締結していないものに限る。)に係る同条、同法第四十一条の十三第二項、第四項及び第五項並びに同法第六十七条の十七第二項、第九項及び第十項の規定の適用に

用については、当該振替社債等は、同号、同法第四十一条の十三第二項及び同法第六十七条の十七第二項に規定する特定振替社債等に該当するものとする。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

**第十条の二** 次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年（同項及び第九項において「供用年」という。）における当該個人の当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した日の属する年（第三項及び第九項において「供用年」という。）における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価却資産について同項の規定により計算した償却費の額（第五項第一号イにおいて「普通償却額」という。）と特別償却限度額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人		区域	事業	資産
一 東日本大震災復興特別区域法第 三十七条第	当該認定地方公 共団体の作成し た当該認定を受けた復興推進計 島復興再生特別	当該認定地方公 共団体	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福 別区域法第 三十七条第 けた復興推進計 島復興再生特別	機械及び装置、建物及びその附 屬設備並びに構築物（建築物整
一 東日本大震災復興特別区域法第 三十七条第	東日本大震災復興特別区域法の施 行当該認定を	東日本大震災復興特別区域	当該認定地	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福 別区域法第 三十七条第 けた復興推進計 島復興再生特別
一 東日本大震災復興特別区域法第 三十七条第	当該認定地	機械及び装置、建物及びその附 屬設備並びに構築物（建築物整	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福 別区域法第 三十七条第 けた復興推進計 島復興再生特別	資産

については、当該振替社債等は、同号、同法第四十一条の十三第二項及び同法第六十七条の十七第二項に規定する特定振替社債等に該当するものとする。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

**第十条の二** 次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年（第三項及び第九項において「供用年」という。）における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該減価償却資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該減価却資産について同項の規定により計算した償却費の額（第五項第一号イにおいて「普通償却額」という。）と特別償却限度額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該減価償却資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人		期間	区域	事業	資産
一 東日本大震災復興特別区域法第 三十七条第	東日本大震災復興特別区域法の施 行当該認定を	東日本大震災復興特別区域	当該認定地	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福 別区域法第 三十七条第 けた復興推進計 島復興再生特別	機械及び装置、建物及びその附 屬設備並びに構築物（建築物整
一 東日本大震災復興特別区域法第 三十七条第	当該認定地	機械及び装置、建物及びその附 屬設備並びに構築物（建築物整	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福 別区域法第 三十七条第 けた復興推進計 島復興再生特別	資産	
一 東日本大震災復興特別区域法第 三十七条第	当該認定地	機械及び装置、建物及びその附 屬設備並びに構築物（建築物整	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福 別区域法第 三十七条第 けた復興推進計 島復興再生特別	資産	

一項の規定により認定するに規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第十九項（福島別措置法（復興再生特別措置法））第平成二十四年法律第二十五条号）第七十四条又は第七十五条规定に係る場合を含む。（）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この

画（以下この表において「認定復興推進計画」という。）に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域

（）に掲げる事業をいう。）又は建築物整備事業（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。）又は建築物整備事業（東日本大震災復興特別区域法第七十五条の規定により掲げる事業をいう。以下この号において同じ。）

備事業にあつては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)

一項の規定により認定するに規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五条）第十七条又は第七十五条の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む以下この

の日から 平成三十一年三月三十日まで

受けた復興推進計画（以下この表において「認定復興推定められた号イに規定する復興産業集積区域において、）に「進計画」という。）に「第二項第四号において、）に「第三項第二号口（福島県復興特別区域法第二条別措置法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。）同じ。）号において、）に「福島復興生特別措定の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事業をいう。）又は建築物整備事業（東日本大震災復興特別区域法第二条別措置法第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。）同じ。）

建築物整備事業にあつては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)

## 省 略

第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が、指定期間内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第三欄に掲げる事業の

二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた個人	一 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた個人	当該認定地方公業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業を）	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業を）	第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
住区域	た同法第四条第一項に規定する復興居住区域	た認定復興推進計画に定められた同法第四号ロによる規定期定の実施する復興居住区域	当該認定地方公業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業を）	第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅

## 同 上

第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第三欄に掲げる事業の

二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた個人	同法の施行日から平成二十九年三月三十一日まで	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定期的に規定された同法第四条第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業を）	第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅
区域	二項第四号ロによる復興居住区域	認定復興推進計画に定期的に規定された同法第四条第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業を）	第十二条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅

用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額に税額控除率を乗じて計算した金額の合計額（以下この項及び第五項第三号において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額として政令で定める金額（次項において「事業所得等に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

#### 4 省略

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別償却限度額 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。） その取得価額から普通償却額を控除した金額

#### 口省略

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。） その取得価額の百分の二十五に相当する金額

#### 口省略

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。） その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供し

第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額に税額控除率を乗じて計算した金額の合計額（以下この項及び第五項第三号において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得等に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

#### 5 4 同上

一 同上

イ 機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。） その取得価額から普通償却額を控除した金額

#### 口同上

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。） その取得価額の百分の二十五に相当する金額

#### 口同上

ハ 建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。） その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供し

三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供し

た同号の第四欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）その取得額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。）その取得額の百分の二十五に相当する金額

ヘ 第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。）その取得額の百分の二十五（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）に相当する金額

た同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）その取得額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ 第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げる減価償却資産（その取得額の百分の二十五に相当する金額

二 税額控除率 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イヽホ 省略

ヘ 前号へに掲げる減価償却資産 百分の八（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

### 三 省 略

6 第一項の規定は、同項の表の各号の第一欄に掲げる個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得した当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を

6 第一項の規定は、同項の表の各号の第一欄に掲げる個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得した当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規

増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産の取得価額、控除を受けた金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第三項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を限度とする。

9 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書(同項の規定により控除を受けた金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

#### 10・11 省略

(避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の三 福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示(以下この項及び第三項において「避難等指示」という。)が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除了日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間(当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間)内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。)に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該個人の事業の用(貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項から第三項までにおいて「特定事業の用」という。)に供した場合には、当該特定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。)における当該

定による控除の対象となる第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第三項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

#### 10・11 同上

(避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の三 福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示(第三項において「避難等指示」という。)が解除された日から同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの間に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。)に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該個人の事業の用(貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項から第三項までにおいて「特定事業の用」という。)に供した場合には、当該特定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。)における当該

くは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該個人の事業の用（貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項から第三項までにおいて「特定事業の用」という。）に供した場合には、当該特定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

省略

福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいすれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいすれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には政令で定める期間）内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該個人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五

32 同上

個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

32  
福島復同上

福島復興再生特別措置法第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けた個人が、同条に規定する避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日から同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの間に、特定機械装置等での製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域等内において当該個人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「税額控除限度額」という。）を控除する。

(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額(次項において「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

#### 4・9 省略

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

#### 第十条の三 省略

2 前項の規定は、前三条又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

#### 4・5 省略

(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

#### 第十条の三の二 省略

2 前項の規定は、第十条の二から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

#### 3・4 省略

いて「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

#### 4・9 同上

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

#### 第十条の三 同上

2 前項の規定は、前三条又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の三の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

#### 4・5 同上

(企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

#### 第十条の三の二 同上

2 前項の規定は、第十条の二から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の三の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

#### 3・4 同上

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十条の三の三 福島復興再生特別措置法第三十七条の規定により同条に規定する避難解除区域等（以下この項において「避難解除区域等」といいう。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該指示が解除された日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。）の変更により新たに特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に福島県知事の確認を受けた個人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過するまでの期間（当該期間内に同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域等内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（福島復興再生特別措置法第三十七条に規定する避難指示の対象となつた区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適

第十条の三の三 福島復興再生特別措置法第三十七条の規定により同条に規定する避難解除区域等（以下この項において「避難解除区域等」といいう。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示が解除された日から同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた個人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域等内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第三十七条に規定する避難指示の対象となつた区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

百六十二条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受け  
る金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当  
する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除す  
る。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年

の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 · 4 省略

### (所得税の額から控除される特別控除額の特例)

3 · 4 同上

**第十条の四** 第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の二の三第三項及び第四項並びに前三条の規定の適用がある場合（これらの規定の適用を受ける年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出する場合に限る。）における租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）」と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれ二第三項又は第四項の規定にあってはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額とされ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれ

をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額とする。以下この条において同じ。」を」と、「調整前事業所得税額の」とあるのは「調整前事業所得税額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額）」と、同条第二項中「又は第十条の五の三第四項」とあるのは「若しくは第十条の五の三第四項又は震災特例法第十条の二第四項、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「に限り」とあるのは「又は震災特例法第十条の二第五項第三号、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り」とする。

をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の二第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。」を」と、「調整前事業所得税額」とあるのは「調整前事業所得税額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額）」と、同条第二項中「又は第十条の五の二第四項」とあるのは「若しくは第十条の五の二第四項又は震災特例法第十条の二第四項、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「に限り」とあるのは「又は震災特例法第十条の二第五項第三号、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り」とする。

## (復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

3 第一項に規定する指定を受けた個人が、開発研究用資産につき同項の

第十条の五 省略

第一項に規定する指定を受けた個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額（租税特別措置法第十条第八項第七号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

(復興産業集積区)

第一項に規定する指定を受けた個人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額（租税特別措置法第十条第六項第五号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4 · 5 省略

(被災代替資産等の特別償却)

第十一條 個人が、平成二十三年三月十一日から平成三十一年三月三十一

日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震  
災に起因して当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるも  
のを含む。以下この項において同じ。）の用に供することができなくな  
った建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物  
、機械及び装置、船舶若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令  
で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をい  
う。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の事業の用（  
機械及び装置、船舶並びに車両及び運搬具にあっては、貸付けの用を除  
く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲  
げる減価償却資産をその事業の用に供する場合を除く。）又は同表の第  
一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これ  
を被災区域（東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供するこ  
とができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一  
体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をい  
う。）及び当該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区  
域内において当該個人の事業の用（機械及び装置にあっては、貸付けの  
用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同  
表の第二号又は第三号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供  
する場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個  
人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却  
資産（以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却費とし  
て必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかか  
わらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費  
の額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の  
上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（  
当該個人が、租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者  
である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額  
をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した  
金額とする。ただし、当該被災代替資産等の償却費として所得税法第四  
十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはでき

(被災代替資産等の特別償却)

第十一條 個人が、平成二十三年三月十一日から平成三十一年三月三十一

日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震  
災に起因して当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるも  
のを含む。以下この項において同じ。）、構築物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、機械及び装置、船舶若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令  
で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をい  
う。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の事業の用（  
機械及び装置、船舶並びに車両及び運搬具にあっては、貸付けの用を除  
く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲  
げる減価償却資産をその事業の用に供する場合を除く。）又は同表の第  
一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これ  
を被災区域（東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供するこ  
とができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一  
体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をい  
う。）及び当該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区  
域内において当該個人の事業の用（機械及び装置にあっては、貸付けの  
用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同  
表の第二号又は第三号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供  
する場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個  
人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却  
資産（以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却費とし  
て必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかか  
わらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費  
の額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の  
上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（  
当該個人が、租税特別措置法第十条第六項第四号に規定する中小事業者  
である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額  
をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した  
金額とする。ただし、当該被災代替資産等の償却費として所得税法第四  
十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはでき

2

一 三 省 略	資 產
省 略	割 合
省 略	割 合

254 省略

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十九号）の施行の日から平成三十三年三月三十日までの間に、特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいい、東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域を除く。）内において、賃貸住宅のうち東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの（以下この条において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該個人の賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、その賃貸の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額の計算上、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものとその償却費の額に次の各号に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

ない

資產	割合
同上	割合
同上	割合

234 同上

### (被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十九号）の施行の日から平成二十九年三月三十日までの間に、賃貸住宅のうち特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害を受けた地域として政令で定める地域をいう。以下この項において同じ。）内において東日本大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの（以下この条において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該特定激甚災害地域内において当該個人の賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、その賃貸の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額の計算上、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、その賃貸の用に供した日以後五年以内でかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百七十）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災者向け優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における所得税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十八）

二 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十年以上であるもの 百分の五十六（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十八）

## 2・3 省略

### （特別償却等に関する複数の規定の不適用）

**第十一条の三 第十条の二から第十条の二の三まで**若しくは第十条の五から前条まで又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号において「震災特例法」という。）第十条の二から第十条の二の三まで若しくは第十条の五から第十二条の二までの規定」と、同条第二号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第十一条の三に規定する政令で定める規定」として、同法この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

### （福島再開投資等準備金）

**第十一条の三の二 個人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）に係る積立期間（当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第十一項第二号において同じ。）内の日を含む毎年（事業を廃止した日の属する年を号において同じ。）内の日を含む毎年（事業を廃止した日の属する年を**

### （特別償却等に関する複数の規定の不適用）

**第十一条の三 第十条の二から第十条の二の三まで又は第十条の五から前条までの規定**の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二から第十条の二の三まで若しくは第十条の五から第十二条の二までの規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

## 2・3 同上

除く。)において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用(第一号において「施設新設等費用」という。)の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一・二 省 略

2  
5  
4 省 略

5 第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 省 略

二 避難解除等区域復興再生推進事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 合 その譲渡し、又は廃止した日における福島再開投資等準備金の金額

三 省 略

6 省 略

7 第一項の福島再開投資等準備金を積み立てていて個人の死亡により当該個人の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第九項までにおいて同じ。)が当該個人の避難解除等区域復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その死亡の日における福島再開投資等準備金の金額は、その被相続人(包括遺贈者を含む。)のその死亡の日の属する年分の不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

8  
5  
10 省 略

11 第一項の福島再開投資等準備金を積み立てていて個人に係る第十条の二の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省 略

11  
8  
5  
10 同 上

施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用(第一号において「施設新設等費用」という。)の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一・二 同 上

2  
5  
4 同 上

二 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における福島再開投資等準備金の金額

三 同 上

6 同 上

7 第一項の福島再開投資等準備金を積み立てていて個人の死亡により当該個人の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第九項までにおいて同じ。)が当該個人の福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を承継した場合において、当該相続人が同法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その死亡の日における福島再開投資等準備金の金額は、その被相続人(包括遺贈者を含む。)のその死亡の日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

二 当該個人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第十条に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在する第十条の二の二第一項又は第三項に規定する避難解除区域等に係るこれらの規定に規定する五年を経過する日（同日までに同条第一項に規定する企業立地促進区域に該当することとなつた区域にあつては、政令で定める日。以下この号及び次号において「五年経過日等」という。）後である場合は、当該二年を経過する日をもつて当該避難解除区域等に係る五年経過日等とみなす。

### 12 省略

#### （特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第十二条 個人が、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十日までの期間（以下この条において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供しているものの譲渡（租税特別措置法第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下第五項までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡の日の属する年（十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含み、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下第八項までにおいて「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その個人の事業の用。以下この条において同じ。）に供したとき（当該期間

### 12 同上

#### （特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第十二条 個人が、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十日までの期間（以下この条において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供しているものの譲渡（租税特別措置法第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下第五項までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡の日の属する年（十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含み、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下第八項までにおいて「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その個人の事業の用。以下この条において同じ。）に供したとき（当該期間

期間内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、租税特別措置法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十二条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定を適用する。

25 省略		譲渡資産	買換資産
一・二省略		省略	省略
省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略

6 租税特別措置法第三十七条第六項及び第九項並びに第三十七条の二の規定は、第一項（第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。次項及び第八項において同じ。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

25 同上		譲渡資産	買換資産
一・二同上		同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

6 租税特別措置法第三十七条第六項から第八項まで及び第三十七条の二の規定は、第一項（第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。次項及び第八項において同じ。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、租税特別措置法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十二条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定を適用する。

租税特別措置法 第三十七条の二 第一項	省略	前条第四項に おいて 規定により適用する場合を含む。 )において
東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法 律第十二条第四項(同条第五項の 規定により適用する場合を含む。)	省略	東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法 律第十二条第四項(同条第五項の 規定により適用する場合を含む。)
が前条第四項 が東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法 律第十二条第四項(同条第五項の 規定により適用する場合を含む。 )	省略	が前条第四項 が東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法 律第十二条第四項(同条第五項の 規定により適用する場合を含む。 )
とき、又はそ の買換資産の 地域が同条第 四項の地域と 異なることと なつたこと若 しくはその買 換資産(同条 第一項の表の 第七号に係る )の同条第十 項第一号に規 定する地域若 しくは同項第 二号に規定す る地域若しく	省略	とき、又はそ の買換資産の 地域が同条第 四項の地域と 異なることと なつたこと若 しくはその買 換資産(同条 第一項の表の 第七号に係る )の同条第十 項第一号に規 定する地域若 しくは同項第 二号に規定す る地域若しく

			同上	租税特別措置法 第三十七条の二 第二項	
	又は同項	前条第四項	同上	東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法 律第十二条第四項（同条第五項の 規定により適用する場合を含む。）	同上
	又は同条第四項	又は同条第四項	同上	同上	同上

9 7  
8 省略

租税特別措置法 第三十七条の二 第四項		はこれらの地域以外の地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産のこれらの地域の区分と異なることとなつたことにより同条第一項に規定する譲渡があつたものとさられる部分の金額に過不足額があるとき						
省略	省略	前条第四項の取得	内	取得指定期間	内	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間	内	内
省略	省略	同項の取得						

9 7  
8 同上

同上		
同上	同上	
同上	同上	

個人が、対象期間内に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に